

## 芝生広場の対応について

平成16年5月12日  
教育委員会スポーツ課

### 1 基本的な考え方

- ・自由利用の広場とする。
- ・広場を占有してイベントや大会等を実施する場合は、別添の運用基準に基づく利用許可により貸し出しを行う。

### 2 北高に対する対応について

- ・基本的には自由利用の範ちゅうの中で処理している。
- ・ただし、一般利用者を排除するような利用が頻繁にあることは好ましくないため、過去にも数回（株）豊田スタジアムから北高に利用を控えていただくよう申し入れをした経緯がある。
- ・今回、再度、（株）豊田スタジアムから北高に同様の申し入れをした。
- ・その後の芝生広場の利用状況について、（株）豊田スタジアムに確認をお願いしているところであり、利用状態が改まらないようであれば、教育委員会（スポーツ課）から学校に申し入れをする必要もあると考えている。

中央公園・豊田スタジアム芝生広場貸出の運用基準について

1 現状と基準作成に至る経緯

芝生広場の専用利用は、利用内容及び申請団体(利用者)等に対して基本的な定めを明確にしないまま、施設維持と施設活用のバランスの中で、出来るだけ利用者の利用申し込みに応えることで利用許可を実施してきた。

しかし、芝生広場の専用利用の頻度が増し、市民等に周知されるにつれ、施設管理者に対して多くの利用の問合せが寄せられるようになった。このことから、施設維持(特に芝生の維持)と施設活用のバランスを保つためには、施設の貸出基準の設定が不可欠となった。

以下に運用基準(案)を示す。

2 運用基準

(1)利用許可の前提

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。  
施設の管理上支障がないこと。

(2)利用可能日及び利用時間

年末年始(12月28日～1月4日)を除く毎日 午前9時から午後6時まで  
※市長が特に認める場合を除く。

(3)利用調整(芝生広場の専用利用)

個人申請による専用利用は不可とする

芝生広場の専用利用は、以下に示す団体が主催する大会及び行事での利用とする

○豊田市及び豊田市に関連する公共的団体

公共的団体: 地方自治法第157条の公共的団体等(公共的な活動を営むもの)をいう。

例示

(財)愛知県信用保証協会	青少年健全育成推進協議会	保護司会
アステ(勤労センター憩いの家)	青年会議所	防火協力会
医師会	豊田市雇用対策協会	防犯協会
区長会	豊田市商店街組合	民生委員・児童委員協議会
交通安全市民会議	豊田市森林協会	老人クラブ連合会
子ども会	日本ガールスカウト連盟	公社・協会等
商工会議所・商工会	日本ボーイスカウト連盟	(株)豊田スタジアム
消費者グループ	農業協同組合	(株)豊田ほっとかん
消防協会	農業法人 土地改良区	豊田まちづくり(株)
食品衛生協会	婦人消防クラブなど	

○球技スポーツ(サッカー・ラグビー・アメリカンフットボール)の国・県・市の協会

○豊田スタジアムの利用許可を予定する団体の利用で、中央公園の一体利用として芝生広場を利用する場合、又は、豊田スタジアムの施設管理上(特に芝生の養生)の理由で、豊田スタジアムの利用許可を予定する団体の利用を芝生広場でお願いする場合

## ○その他市長の認めるもの

スタジアム周辺自治区など、スタジアムの利用に対する理解活動が必要な団体から利用の申し出があった場合などは、別に協議をしその対応を定める。

### (4) 利用申込

芝生広場は、一般(個人)の多目的利用が主目的であり、予約申込に対する手順は当面定めない。上記利用調整に基づき、随時利用を受け付けるものとする。

## 3 芝生広場利用上の留意点

### (1) 芝生広場が調整池としての機能を有することから、利用者には以下を周知徹底させること

○芝生広場は、たん水調整池としての機能を有し、降雨時には、冠水する場合がある。

○このため、降雨が予想される場合には、事前に許可を取り消す場合がある。

また、同様に、備品等の搬入後に、急遽備品等の撤去を依頼する場合もある。

○この場合、撤去等にかかる費用は申請者の負担とする。

○上記事由により許可を取り消した場合、この利用許可にかかる使用料は徴収しない。

### (2) 使用料について

○基本的に、多目的広場として使用料は徴収しない。

○ただし、豊田市都市公園使用料条例に基づく占用物件を設置する場合は、当該条例に基づき使用料を徴収する。

## 4 芝生広場管理上の留意点

### (1) 専用利用の頻度

○芝生広場の専用利用は、日常管理の範囲の中で実施するものとし、専用利用に伴う特別な養生期間の設定や管理費の追加は実施しないことを原則とする。

○芝生広場の専用利用の頻度は、上記原則に基づいた施設管理の的確な判断の中で、逐次決定すること。

### (2) 養生期間の設定

○芝生広場の維持管理について、年度当初に年間計画書を提出すること。この場合、養生期間は必要最小限とすること。

○維持管理の必要上、やむを得ず養生期間をとる必要が生じた場合、上記の年間利用計画への記載の有無に関わらずスポーツ課に連絡すること。この場合、広報等により利用者に周知徹底を図るため、広報掲載期日を考慮の上、連絡すること。

平成15年4月30日 部分を一部改正